

## 平成 30 年第 2 回石狩市下水道事業運営委員会会議録

開催日時 : 平成 30 年 12 月 19 日 (水) 14 : 00～

開催場所 : 石狩市役所 本庁舎 第 1 委員会室

出席者 : 小笠原副会長、小西委員、松原委員、鎌田委員、長委員、赤間委員、玄野委員

欠席者 : 余湖会長、堂柿委員、塚野委員

説明委員等 : 清野水道担当部長、青木下水道課長、岡主幹、櫻井主査、池端主査、谷内田主査

傍聴者 :

【14 時 00 分 開会】

◆ 青木課長より挨拶。

◆ これより議事の進行は、小笠原副会長が行う (余湖会長欠席のため)。

◆ 「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う使用料の算定方法の改正について」、岡主幹より説明。

●玄野委員 : 3 ページでは、消費税率の引き上げ後据え置いた場合、その分使用料が少なくなることを問題にしているのですか。

●岡主幹 : 実際には 8% 分しか納めてもらっていない消費税を、市が国に納める場合には、10% 分を納めなくてはならないため、2% 分を実際消費税ではない使用料から納めなければいけないので、下水道事業としては収入が減ってしまうということです。

●玄野委員 : その場合、違法にならないのですか。

●岡主幹 : 適正に転嫁し、使用者の方から 10% 分もらい、国には 10% 納めるようにしたいと思っています。

●鎌田委員 : 地下水のみ使用しているところはあるのですか。

●青木課長 : 地下水のみのご家庭は、一定の認定水量で下水道料金をいただいております。

●鎌田委員 : 4 ページで、いつから改定消費税の対象ですか。

●岡主幹 : 10 月に使用した分は、請求が 11 月なので、実質 10% に上がるのは 11 月からです。ただし、10 月に転居されたりした場合は、その時点で 10% になります。

●鎌田委員 : 消費税に関わらない使用料の改定は、平成 32 年度まで現行どおりですか。

●青木課長 : はい。

●鎌田委員 : 水道の使用量は増えているのですか。

●清野部長 : 新港地区や樽川地区などでの使用量の増加により、全体としては僅かながら増加しています。ただし、人口減少により今後は使用量も緩やかに減少していくと思われます。

●小西委員 : 消費税の引き上げが、先送りになった場合は現行どおりですか。

●青木課長 : はい。

◆「特定環境保全公共下水道事業の公営企業会計適用などについて（前半）」、岡主幹より説明。

- 長委員 : 企業会計にすることによって具体的にどこが改善されるのですか。また、企業会計をもう少し分かりやすく説明をお願いします。
- 岡主幹 : 財務諸表という企業と同じような経営状況を表す帳票を作ることによって、今後事業としてどういう方向に進んでいくべきかを、官庁会計よりもさらに的確に判断することが出来るようになります。
- 清野部長 : 8 ページのとおり、企業会計予算のつくりとしては、収益的収支と資本的収支の二本立てとなっております。これを私たちの家計に例えると、収益的収支は毎月の給料と食費等の生活費の関係といえます。また資本的収支は住宅ローンの借入れと返済の関係といえます。これからの特環事業も、施設の老朽化に伴い多額な費用を投じての更新が始まります。その際に、借り入れる借金とその返済金についても、しっかりと財政計画の視点をもって見通し、持続可能な下水道を実現させるために、現在の官庁会計から移行させておくべきと市では考えています。
- 長委員 : 特環の企業会計適用により、下水道使用料に何か影響はありますか。
- 清野部長 : 企業会計が適用されても、これまで同様、収支不足分については一般会計から繰入していただく予定ですので、今すぐ使用料へ影響があるとは考えていません。
- 鎌田委員 : 企業会計になると、国の基準や繰出基準は変わるのですか。
- 清野部長 : 官庁会計が企業会計になっても今のルールから変わることはありません。

◆「特定環境保全公共下水道事業の公営企業会計適用などについて（後半）」、岡主幹より説明。

◆「下水道の維持管理に伴うトラブルの事例」について、谷内田主査より説明。

- 鎌田委員 : 雨水管の工事や維持管理は、下水道事業会計の中で行なっているのですか。
- 青木課長 : 下水道課で整備した雨水管については下水道部局が管理し、道路排水のU字溝は道路部局で管理しています。
- 鎌田委員 : 誤接続をしていたご家庭に改善していただく方法は、改善をお願いするのみですか。
- 青木課長 : 全国的な事例では、改善していただいたご家庭には補助金を付けるという自治体もありますが、財源の問題もありますので、当市では検討しておりません。現在はお願ひするしかなく、短期的にすぐ改善していくのは難しいですが、有効な対策が出来ないか今後検討していきたいと考えています。
- 長委員 : 屋根のダクト排水などを公共樹に誤接続することによって、このようなトラブルを起こしているとは多くの市民は知らないと思うので、もっと広報するべきだと思います。
- 清野部長 : 市としては既に広報誌やホームページでお知らせしてきておりますが、今後も継続して市民の皆さんへの周知をしていきたいと思っています。

- 玄野委員 : 屋根からの管は本来どこにつながっていなければいけないのですか。
- 青木課長 : 雨水の公共柵が整備されている地区では雨水の公共柵に接続し、花川南地区は整備されていないため道路排水か浸透柵に接続します。
- 玄野委員 : 13 ページで、調査対象が約 3,000 件のうち誤接続が 257 件とありますが、一般的にこの数字は高いのですか。
- 青木課長 : 数字として公表している自治体が少ないので、比較は難しいです。
- 小笠原副会長 : 建築業者や工事業者の責任はどうなるのですか。
- 青木課長 : おそらく市の指定業者を介さない業者が施工しているのではないかと思います。排水設備の施工は指定業者が行い、完成後市が検査をするのですが、その終了後に勝手につながれてしまうというケースがほとんどではないかと思います。
- 小笠原副会長 : A 地区と B 地区で滞留しやすいとありましたが、原因は何ですか。
- 青木課長 : A 地区は、花川南地区の中でも一番地盤が低い場所なので、管内貯留で水位が上がれば、必然的に滞留してしまいます。B 地区は、メイン管の水量が満水になると流れが強くなり、小さい管からの水量では押せなくなってしまう現象が起きる場所です。ただ、一定の間ポンプ場のゲートが閉まり、水の流れが収まると均等な水位になっていきます。
- 小笠原副会長 : A 地区の溢れは、汲み取った後どこに運ぶのですか。
- 青木課長 : 花川北中継ポンプ場に運ばれ、その後自然流下で茨戸の処理場へ流れます。
- 小西委員 : 調査区域の 1 割弱が誤接続の状態で満水状態があるなら、解決方法としてポンプ場の要領を増やすなど、施設自体の対策はありませんか。また、誤接続については、業者に指導するべきだと思います。
- 青木課長 : 施設の能力アップに関しては、認可上決められた水量に対する施設で、国庫補助金を利用して工事等を行っています。雨水分を見込んだ能力の施設を、国庫補助金を利用して工事することは認められないため、能力アップをしようとするとなかなか単独費で工事することになります。相当な事業費がかかってしまうため、現実的には難しいと考えられます。
- 業者指導に関しては、花川南地区の U 字溝を施工する際は申請をするよう、道路管理局でチラシ等を使い依頼しておりますが、文書等の手法は考えていきたいと思います。

◆小笠原副会長より審議が全て終了した旨報告。

◆青木課長より、今後予定している運営委員会について連絡。

【15 時 30 分 閉会】

平成 31 年 1 月 28 日会議録確定

石狩市下水道事業運営委員会

副 会 長                      小 笠 原   紘   一